

日本政府に必要なのは、憲法第九条に基づく

「戦争をしない、起こさせない覚悟」です

台湾有事の緊張をあおる 麻生副総裁の「戦う覚悟」発言

8月8日、自民党の麻生副総裁は台湾で行った講演の中で、軍事的圧力を強める中国を念頭に、「今ほど日本、台湾、アメリカをはじめとした有志の国々に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている時代はない」「戦う覚悟だ」「台湾海峡の安定のために防衛力を使うという、明確な意思を相手に伝えることが抑止力になる」などと発言しました。

麻生氏の発言は、台湾で軍事衝突が起きた場合、日本も軍事で台湾に加担することを意味しており、いたずらに台湾有事の緊張を煽るものです。台湾に同行した鈴木政調副会長は、麻生氏の発言は「政府内部を含め、調整をした結果だ」と述べており、これが政府の見解でもあるとすれば大変な問題です。麻生氏の発言に対して中国政府は、「中国の内政に干渉し、台湾海峡の安定を損なう」として日本政府に抗議しています。

「抑止力」で戦争は止められないことは ロシアとウクライナでも明らか

「抑止力」とは、自国が政治的・軍事的に優位に立つために、軍事力を誇示して他国を脅すことです。ウクライナへの侵攻を続けるロシアのプーチン大統領は、ウクライナに対して「核兵器使用も辞さない」と繰り返し表明しています。しかし、「抑止力」で事態が鎮静化するどころかさらなる軍事衝突を招くことは、ロシアとウクライナの現状からも明らかです。



憲法第九条を活かした 平和外交こそ日本政府の役目

日本が東南アジア諸国等への侵略をもくろみ、国内外に多大な犠牲を残して敗戦を迎えた太平洋戦争の終結から78年間、日本が世界中のどこの国とも一度も戦争を起こしていないのは、先の戦争への反省により、「日本国憲法」第九条で「戦争の放棄」と「戦力の不保持」「交戦権の否認」を定めたからです。

今、日本政府が持つべきなのは「戦う覚悟」で戦争の当事者になることではなく、日本国憲法第九条に基づいた、「絶対に戦争をしない、起こさせない覚悟」です。軍事ではなく、対話による平和外交こそ憲法第九条を持つ日本の政府の役目です。

憲法共同センター(戦争する国づくりストップ!憲法を守り-いかす共同センター)

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F
TEL 03 (5842) 5611 FAX 03 (5842) 5620
<https://www.kyodo-center.jp/>

2023.10



kyodo-center.jp